

## 令和6年 国民健康保険被保険者証交付日程表

	区名	場所	期日	曜日	午前	午後
1	安波	公民館	3月18日	月	9:30~10:00	
2	安田	公民館			10:30~11:00	
3	楚洲	旧公民館前			11:30~12:00	
4	奥	公民館				1:30~2:00
5	辺戸	公民館				2:20~2:50
6	宜名真	公民館				3:10~3:40
7	宇嘉	公民館	3月19日	火	9:00~9:30	
8	辺野喜	区事務所			9:50~10:20	
9	佐手	公民館			10:40~11:10	
10	謝敷	公民館			11:30~12:00	
11	与那	公民館				2:00~2:30
12	伊地	公民館				2:50~3:20
13	宇良	公民館		3:40~4:10		
14	桃原	公民館	3月21日	木	9:00~9:40	
15	鏡地	公民館			10:00~10:40	
16	奥間	公民館			11:00~11:40	
17	比地	旧売店				1:30~2:00
18	半地	公民館				2:20~2:50
19	浜	公民館				3:10~3:50
20	辺土名	公民館	3月22日	金	9:30~10:30	

※ 切替え当日は、保険証を各区に全て持っていくため、福祉課窓口での切替えを希望する場合は事前にご連絡ください。窓口での切替え開始日は3月15日（金）です。

# マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

## マイナ保険証を使うメリット

### ① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が  
自己負担も  
低くなるんだ



### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない  
内容もあるから  
助かるわね



### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を  
しなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**令和7年7月31日まで**使用可能です。